

別表第 1 (第 4 条関係)

| 補助事業名 | 家具転倒防止等対策費補助金 |
|--------|---|
| 補助対象経費 | <p>市内に住所を有している者で、自らが居住する住宅の家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、及びガラスの飛散防止に要する経費。 ただし、賃貸住宅の場合は、所有者の同意を得ること。</p> |
| | <p>上限 30,000 円／戸 (取付作業費及び金具費)</p> |
| | <p>安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し対象経費から除外する。</p> |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・取付作業は家具転倒防止金具等取付講習会を受講している者が行うこと。 ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項のすべてに該当するもの。 ・既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではない。 ・飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759 のガラスの飛散防止性能（記号 A、記号 B）を満足するものである。 |
| 補助額 | <p>上限を 30,000 円（取付作業費及び金具費含む）とし、1 戸につき 1 回を限度とする。ただし市長がやむを得ないとして認めたものはこの限りではない。</p> <p>補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p> |

別表第2（第6条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付申請書

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
2 転倒防止等対策の概要

| | |
|----------------------------------|--|
| 所在地 | 宿毛市 |
| 事業費 | 総額： |
| 住居の種類 | 1 持家 2 賃貸住宅 3 公営住宅 |
| 固定する家具等の種類及び台数等 | |
| 家主等の承認 (住居の種類で2・3に該当する場合のみ記入) | 上記申請により金具等を壁、床等に取り付け、家具転倒防止等の対策を実施することを承諾します。 年 月 日 所有者又は 住所 管理者 氏名 印 |

3 世帯構成員（申込者を含めて記入のこと）

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備考 |
|----|----|------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(添付書類)

- (1) 宿毛市税完納証明書 又はその写し
- (2) 高知県税完納証明書
- (3) 対象事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- (4) 家具転倒防止金具等取付講習会を受講していることを証明する書類
- (5) 誓約書兼照会同意書（宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則）

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

宿毛市長



宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました宿毛市家具転倒防止等対策費補助金については、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住 所 宿毛市
氏 名
電話番号

印

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金変更申請書

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱について、下記のとおり変更したいので、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

| | |
|---------------|--|
| 事業の変更の内容 | |
| 変更の理由 | |
| 事業の変更後の経費の所要額 | |
| 変更後の交付申請額 | |

(添付書類)

- ・見積書（変更後の経費の所要額が分かる書類）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長



宿毛市家具転倒防止等対策費補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました宿毛市家具転倒防止等対策費補助金については、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

| | |
|---------------|--|
| 事業の変更の内容 | |
| 変更の理由 | |
| 事業の変更後の経費の所要額 | |
| 変更後の交付決定額 | |

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住 所 宿毛市
氏 名
電話番号

印

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金実績報告書

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱に基づく補助事業が完了しましたので、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付精算額 金 円

2 転倒防止等対策の概要

| | |
|-----------------|-----------------|
| 所在地 | 宿毛市 |
| 事業費 | 総額： 円 補助対象経費： 円 |
| 固定した家具等の種類及び台数等 | |

3 添付書類

- (1) 補助対象経費の内訳が確認できる請求書又は領収書
- (2) 家具転倒防止等対策の実施前後の写真

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長



宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定をした宿毛市家具転倒防止等対策費補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

宿毛市長



宿毛市家具転倒防止等対策費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宿毛市家具転倒防止等対策費補助金については、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 確定交付金額 金 円

2 補助金の請求について

別添「宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付請求書」に必要事項を記入し押印のうえ市に提出してください。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

〒
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号



宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた宿毛市家具転倒防止等対策費補助金について、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額 金 円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

| | | | |
|---|-----------|---------|-----|
| 1 | フリガナ | | |
| | 口座名義 | | |
| 2 | 金融機関名 | (支店名) | |
| 3 | 口座の種類及び番号 | 普通 ・ 当座 | No. |
| | | | |

(口座名義人は請求者と同一であること。)